

## 賠償資力の確保に関する知らせ

エコチューニング事業者認定制度では、認定事業者がエコチューニング業務に起因して、施設の所有者あるいは利用者等に損害を与えた場合の賠償資力を確保するため、損害賠償保険に加入することを認定の要件としております。

### エコチューニング業務に起因した損害って？

エコチューニング計画書に瑕疵があったり、あるいは、エコチューニングの実践指導に瑕疵があって、設備機器を破損してしまったり、利用者に怪我を負わせてしまった等の損害のことです。

※エコチューニング計画書どおりに実践したが経費削減効果が得られなかった場合の「債務不履行」の賠償資力は求めています。

### 補償の内容は？

エコチューニング業務に起因して損害を与えた場合の賠償資力として、次の内容が担保できる賠償資力を求めています。

種 類	てん補限度額
身体賠償	・ 被害者 1 名につき 1 億円以上 ・ 1 事故につき 1 億円
財物補償	・ 1 事故につき 1 億円以上
財物事故による 使用不能損害賠償	・ 1 事故につき 1,000 万円以上

エコチューニング業務は、設備管理業務と密接に関係することから、既存のビルメンテナンス業務保険等で上記の損害が補償される場合があります。

既にビルメンテナンス業務保険等に加入されている場合は、各保険会社にご確認いただき、上記の補償が担保されている場合は、申請書類の指定様式「保険契約に関する証明書(保険会社が発行したもの)」の提出をもって認定を受けることができます。

また、(公社)全国ビルメンテナンス協会では、エコチューニング認定事業者を対象とした各種団体保険をご用意いたしましたのでご活用下さい。

<団体保険の概要は裏面をご参照下さい>

## エコチューニングコンサルタント保険

エコチューニング事業者の認定を受けるために必要な、最低限の補償内容の保険です

<対象業務>

- ・「エコチューニング計画書」あるいは「エコチューニングの実践指導」に瑕疵があった場合を対象とした賠償責任保険です。

※エコチューニング実践業務に瑕疵があった場合の補償は含まれません。

※エコチューニング計画書どおりに実践したが経費削減効果が得られなかった場合の「債務不履行」の補償は含まれません。

<対象事業者>

- ・エコチューニングコンサルタント事業者
- ・エコチューニングコンサルタント業務のみ保険に加入したいビルメンテナンス事業者

## エコチューニング賠償責任保険

エコチューニング業務も包含したビルメンテナンス総合賠償保険です

<対象業務>

- ・「エコチューニング計画書」、「エコチューニングの実践指導」の瑕疵に加えて、「エコチューニングの実践業務」の瑕疵も対象とした賠償責任保険です。
- ・清掃管理業務、衛生管理業務、設備の点検整備・運転保守業務、保安警備業務等も対象とした賠償責任保険です。

<対象事業者>

- ・エコチューニング業務に加えて、ビルメンテナンス業務を総合的に補償対象としたいビルメンテナンス事業者

※(公社)全国ビルメンテナンス協会会員の事業者様へは、会員限定の『ビルメンテナンス賠償責任保険(全共済)』がごございます。

(公社)全国ビルメンテナンス協会会員限定の

『ビルメンテナンス賠償責任保険(全共済)』にご加入の事業者様へのご案内

「ビルメンテナンス賠償責任保険(全共済)」は、平成29年4月より「エコチューニング業務」も補償対象に加えた新たな保険として生まれ変わります。保険料は据え置きで、新保険への移行手続きのみで「エコチューニング業務」も補償対象となります。

団体保険の詳細は

(公社)全国ビルメンテナンス協会ホームページをご参照下さい

<http://www.j-bma.or.jp/>

※12月1日よりご案内を開始します